

平成27年度第1回高松市総合教育会議 議事録

1 日 時 平成27年6月16日（火） 午前11時00分～午前11時55分

2 場 所 高松市役所3階 32会議室

3 出席者	高松市長	大西 秀人
	高松市教育委員長	神内 仁
	高松市教育委員（委員長職務代理者）	児玉 令江子
	高松市教育委員	木場 巳男
	高松市教育委員	藤本 英子
	高松市教育長	松井 等

4 事務局

（教育委員会）

教育局長	東原 利則
教育局次長総務課長事務取扱	森田 素子
教育局次長生涯学習課長事務取扱	橋本 良治
学校教育課長	峯 寛文
保健体育課長	岡村 寧
教育局総務課長補佐	楠原 昌能

（市民政策局）

市民政策局長	城下 正寿
市民政策局次長政策課長事務取扱	片山 智規
政策課長補佐	松本 徳

5 傍聴人 1名

6 議 題

- (1) 高松市総合教育会議運営要綱について
- (2) 大綱の策定について

7 議事の経過

- 司 会 ただ今から、平成27年度第1回高松市総合教育会議を開会いたします。本会議の運営の基本的な事項につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められておりますけれども、その他、運営に必要な事項につきましては、この会議で定めることとされておりますことから、運営に必要な事項が定まるまでの間、僭越ながら私、教育局長の東原の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、まず始めに、大西市長から御挨拶をお願いいたします。

- 市 長 皆様、おはようございます。高松市長の大西秀人でございます。

梅雨らしい天気といえますか、うっとうしい雨の天気湿度の高いような状況でありますけれども、そのような中、本日は、平成27年度第1回の高松市総合教育会議を開催いたしましたところ、皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。神内教育委員長様を始め、教育委員の皆様方には、日頃から高松市の教育につきまして多大なる御尽力を賜っているところであります。改めまして感謝御礼を申し上げたいと思います。

さて、この総合教育会議についてでございますけれども、御承知のとおり、国の方で地教行法がかなり大幅に改正をされまして、この4月1日から施行されています。その中で一つの大きな目玉として、各地方自治体に総合教育会議、これは首長と教育委員さんがメンバーとなった会議を置くことによって、その自治体の教育の方針等を教育大綱というもので定めていくというようなことが決められた訳でございます。そのために私、市長と教育委員さんが意思疎通を図りながら、議論をして、高松市の教育の今後の在り方等について定めて行こうというのが、この会議の開催の目的であるということでございます。

その第1回の会議を開催させていただく訳でありますけれども、この総合教育会議の趣旨、目的にきちっと沿った形で、中身として高松らしいといえますか、高松の現状にある程度応じた、子どもたちの人材育成方針、あるいは教育の方針等について議論をしながら、方向性を定めていけたらと考えているところであります。是非、皆様方と一層連携を深めまして、より良い施策に結び付けてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思っております。

これまでも、高松市の場合は、私自身がかなり教育委員さんといろいろとお話させていただきましたし、直接、例えば小学校訪問という形で6、7年前からほぼ全部の小学校に訪問させていただいて、学校現場の状況を見させていただきました。そういう中で、例えば、今は300人以上になったと聞いていますけれども、市費の単独の講師とか、あるいは教育補助員というのを配置させていただいておりますし、いろんな市独自の学校運営に対する支援といえますか、措置なんかをやらさせていただいているところでございます。

また、本市の場合は、文化、スポーツなどを条例によりまして、市長部局の方に移管をさせていただきまして、文化、スポーツ等につきましても教育委員さんとの間で年1回、議論をする場も設けているというような形で、いろんなチャンネルを通じまして、皆様方とお話をさせていただいたところでございます。

そういう意味で、お互いにそんなに意向に大きな違いはないのかなと思っておりますけれども、ただ新しい時代・状況等も踏まえまして、例えば、よく言われております、もう少し地域と学校、コミュニティ・スクールみたいなように言われておりますけれども、地域と学校の結びつき、連携の強化を図るべきだと、高松市の場合もそれぞれ小学校区ごとにコミュニティ協議会というものを設けておりまして、それでコミュニティの充実ということを図ってきておりますが、今も相当いろんな連携をとっていただいておりますけれども、今以上に、コミュニティ協議会あたりの地域団体と学校との連携みたいなものを図っていくべきではないかと、あるいは国の方で言われております国際化等の状況に応じた英語教育の充実、そういうものについて高松市としてどう考えているのか。また、今、地方創生が叫ばれておりますけれども、その中で、やはり小・中学校、義務教育がどうあるべきかというのも大きく地方創生に関わる大事な項目だと思っているところでございます。例えば今、小中学生で高松市出身の文壇の大御所、菊池寛を学ぼうということで「寛学」というのをやらせていただいておりますけれども、そういうものについて、もう少しふるさと教育みたいな形で学校現場、教育の中にふるさととのか、あるいは、ふるさと出身の偉人といえますか、そういう方についての学ぶ機会というのを設けることによって、いわゆる、この地域を愛する気持ちとか、ふるさとを思う気持ちが育って、将来的に中長期的な目で見れば、それが地方創生にもつながっていくのではないかと、そのような議論がいろいろあるかと思っております。

是非とも多角的な観点から、教育委員の皆様方と私の間で率直な意見交換をさせていただいて、より良い教育大綱の作成と教育方針の決定に結び付けていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと存じます。そのことを冒頭に申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 司 会 ありがとうございます。続きまして、神内委員長から御挨拶をお願いいたします。

○ 教育委員長 改めまして、皆さん、こんにちは。教育委員長の神内でございます。教育委員会を代表いたしまして、一言、御挨拶申し上げます。

近年、本格的な少子高齢化の進展を始め、核家族化や地域の人間関係の希薄化、インターネットの普及等社会環境の変化とともに、いじめや自殺、暴力行為、不登校、規範意識の低下など、子どもたちを取り巻く環境も大変厳しくなっており

ます。このような中、様々な教育の課題にしっかりと対応していくためには、市長部局と、これまで以上に連携していくことが重要と存じておりますので、この総合教育会議において、市長と存分に意見交換等を行い、認識を共有するということは、大変有意義であると考えております。

私たちの使命は、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう安全・安心な教育環境を整備し、提供していくことであると考えておりますので、市長におかれましては、今後とも格別の御理解と御協力をお願い申しあげまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

- 司 会 ありがとうございます。それでは、協議に入らせていただきたいと思います。まず、協議事項1の「高松市総合教育会議運営要綱」について事務局から説明をお願いいたします。

- 事 務 局 座って説明させていただきます。協議事項資料1ページをお開きください。高松市総合教育会議運営要綱の案でございます。この要綱は、第1条にございますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づきまして、総合教育会議の運営に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

第2条として、総合教育会議では次の3つの事項を協議及び調整をいたします。まず、1つ目が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定でございます。2つ目が、教育条件の整備やその他の地域の実情に応じた教育等の振興を図るため重点的に講ずべき施策、そして3つ目が、児童生徒の生命に被害が生じた場合等、緊急の場合に講ずべき措置に関することでございます。

第3条として、総合教育会議は、市長及び教育委員会で構成すること、第4条として、会議は市長が招集することを規定いたしておりますが、教育委員会が協議の必要があると思料するときは、会議の招集を求めることができること、また、必要と認めるときは、関係者等から意見を聞くことができることとしております。第4項では、会議の進行は市長が行うことを規定をいたしております。

次に第5条でございますが、会議は公開としますが、個人の秘密を保つため必要があると認めるときや、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは非公開とすることができます。

第6条として、傍聴についてでございますが、これは高松市教育委員会の会議の例、教育委員会傍聴人規則というものを定めておりますが、その例によることといたします。

第7条としまして、会議の議事録を作成し、公表することを規定いたしております。

次に裏側の2ページに移りますが、第8条としまして、庶務、いわゆる事務局

でございますが、これは補助執行によりまして、教育局総務課で行うものでございます。

簡単ですが、以上で、高松市総合教育会議運営要綱（案）の説明を終わらせていただきます。

- 司 会 ただ今、事務局から説明がありました要綱案につきまして、御意見、御質問等ございましたら御発言いただければと思います。
- 市 長 第2条第1号のところですけども、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」は法律の文言なのですか。
- 事務局 これは法律の文言そのものでございます。第2条の3つの事項につきましては、法律上のほぼそのままの規定になっています。
- 市 長 後で大綱の中身の話に出てきますけれども、文化の振興も含めた総合的な施策の大綱ということで、まとめればこういうことになるわけですか。
- 事務局 大綱の策定に当たり、「地域の実情に応じ」という文言も法律上にはございますので、学術、文化を全て入れるかどうかというのは、ここで考えていただくことになります。
- 市 長 あくまで、そういう範囲の中で大綱を定めることになるという理解でよろしいですか。
- 事務局 はい。
- 司 会 他に御意見、御質問ございますでしょうか。特にないようでしたら、この運営要綱案につきましては御承認ということで、よろしいでしょうか。

（原案のとおり承認）

- 司 会 どうもありがとうございました。
それでは、ただいま御承認をいただきましたので、今後この会議の運営につきましては、この要綱に基づいて行ってまいりたいと思います。
それでは早速ですけども、要綱第4条第4項によりまして、今後の本会議の進行は、市長が行うこととなっておりますことから、会議の進行を市長をお願いをいたしたいと思います。それでは、大西市長どうぞよろしくお願いいたします。
 - 市 長 それでは、要綱に基づきまして、私が会議の進行を務めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。
協議事項2に入ります。「大綱の策定について」協議させていただきたいと思います。まず、事務局から説明お願いいたします。
 - 事務局 それでは資料の3ページをお開き願います。大綱の策定についてでございます。
- まず、大綱でございますが、改正された法律によりまして、新たに策定が義務

付けられたものでございます。「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とされておりまして、先ほどもお話がございましたが、大綱は、施策についての目標や根本となる方針を定めるものでございまして、詳細な施策について策定する必要はなく、また、教育の課題が地域によって様々であることから、地域の実情に応じて策定するものとなっております。本市として、大綱をどのように策定するかでございますが、次の4ページの中ほどに、3つの大綱の策定方法の案をあげております。

案1は、「総合計画の教育に関する部分をもって大綱とする」というもの、案2は「教育振興基本計画をもって大綱とする」というもの、案3は「総合計画の教育に関する部分と教育振興基本計画の基本目標をもとに策定する」という、この3つの案を示させていただいております。案1は、「総合計画の教育に関する部分をもって大綱とする」というものでございまして、右側の5ページを見ていただきます。本市のまちづくり及び市政運営の基本方針であります、高松市総合計画では、6つのまちづくりの目標というものを設定しております。そのうち、教育に関する部分は、黄色く塗ってあります、「心豊かな人と文化を育むまち」でございまして、政策といたしましては、「生きる力を育む教育の充実」から「地域に根ざした文化芸術の創造と振興」までの、スポーツや文化芸術の施策の部分も含めた教育の部分をもって、大綱とするという案でございまして、高松市総合計画につきましては、お手元に、その冊子を置かせていただいておりますが、この計画は平成20年度から27年度までの8年間の計画でございまして、教育の部分は、付箋を付けさせていただいておりますが、25ページの「心豊かな人と文化を育むまち」、ここから30ページまでが該当いたします。主には28、29、30ページが中心になると思われまして。

次に、案2でございまして。案2は、「教育振興基本計画をもって大綱とする」ものでございまして。高松市教育振興基本計画は、これもお手元の水色の方の冊子でございまして。この計画は教育基本法に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したもので、学校教育を中心としました、本市教育の目指すべき方向とその実現に必要な施策をとりまとめた計画でございまして。資料の6ページを御覧ください。総合計画の体系になっておりますが、この体系で黄色く囲んだ部分、「生きる力を育む教育の充実」のうち、主に、「学校教育の充実」から、「子どもの安全確保」までの部分、ここを教育振興基本計画の範囲としております。この水色の冊子、これが現行の高松市教育振興基本計画でございまして、この中の22ページに、「確かな学力と豊かな心をはぐくみ 夢にむかってたくましく生きる人づくり」という基本理念から、23ページの基本目標、

そして25ページには施策体系というものを載せておりますので、こういったものが中心になる部分でございます。この計画は平成22年度から27年度までの6年間の計画になっております。法律改正に係る文科省の通知では、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合は、その計画をもって大綱に代えることができるかとされておまして、案1と案2は、別途大綱を新たに作るのではなく、それぞれの計画を大綱に位置付ける案でございます。

次に案3でございますが、これは、「総合計画の教育に関する部分と教育振興基本計画の基本目標をもとに策定する」もので、大綱として、別途、リーフレット等にとりまとめ、目に見えるものを作っていこうという案でございます。資料7ページに案3のイメージ図を載せております。仮称で「高松市教育大綱」というタイトルを入れておりますが、これは現行の教育振興基本計画の骨格となる基本理念や基本方針、そういったものを基にして、スポーツや文化芸術などの分野は総合計画から基本となる方針を加えまして、取りまとめたものでございます。

以上3つが、策定方法の案の説明でございます。なお、本市の高松市総合計画、高松市教育振興基本計画、このいずれの計画も、現行の計画は平成27年度まで、今年度までが計画期間でございまして、28年度からの新たな計画を現在策定中でございますので、案1、案2の場合は、新たに策定する総合計画又は新たに策定をいたします教育振興基本計画を大綱に位置付けるということとなります。案3の場合も、新たな総合計画と新たな教育振興基本計画のこの2つの計画を基に基本方針等をリーフレット等に取りまとめることとなります。また、冒頭にありました大綱の範囲でございしますが、案1と案3の場合はスポーツ、文化芸術を含めたもの、そして案2の場合は学校教育を中心に、生涯学習の一部を加えたものとなります。法律では、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めると規定されておりますが、大綱の範囲や主たる記載事項につきましては、各地方公共団体の判断に委ねられているものでございまして、必ずしも、学術や文化、そういった全てを網羅して策定をする必要はないとされております。以上で大綱についての説明を終わります。

- 市長 　ただ今事務局から説明がございましたが、「大綱の策定」につきまして御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いします。
- 市長 　事務局から3つの話がされておりますが、それぞれメリット、デメリットといたしますか、良い点、悪い点があるかと思えます。
- 教育委員 　結局、論点となるのは、文化芸術の部分が大綱の中に入れるかどうかということですかね。文化芸術を大綱の中に入れなくても、文化芸術は関係ないですよという話ではないではないですか。そうしたときには全部を入れた形では論点がぼけてしまうので、そこは教育というものに絞って、その中で文化芸術が入ってくるのであれば、それも一緒に話をしましようというのがいいのかなと思います。

ます。私も最初、案3がいいのかなと思っていたのですが、こういう文章でいくよりは、体系図の方がわかりやすいのではないかと思います。

- 市長 案1は総合計画の中の教育、文化、芸術の振興の部分を取り出して、それを大綱という名前にするということですよね。案2は、総合計画と連動して教育振興基本計画があつて、この教育振興基本計画そのものを大綱という名前にするということです。
- 教育委員 一番シンプルに教育委員会が今までに力を入れて作ってきたのがこの教育振興基本計画なので、それをもって充てるというのであれば、1番わかりやすいのは案2なのかなと思います。
- 市長 案3は別途、教育大綱というものを、かなり飾る部分は出てくるんでしょうけど、きちんと書き下ろして作るということですよね。文化、芸術も若干入れて。
- 事務局 全く新たにというよりは、抜粋で取りまとめて、分かるものにしていきましょうということです。
- 教育長 案3のイメージ図が7ページで、例えばこういう並びのような、こういうニュアンスで大綱として仕上げる場合が案3ですよね。ⅠからⅤまでは教育振興基本計画の中のそれぞれの分野の基本の目標、目的のところを抜粋しています。それから、ⅥとⅦは総合計画の方のスポーツとか文化芸術の部分の表現のところを抜粋しているということですよね。案2は改めて作らなくても、教育振興基本計画でもいいのではないかなというもの。文化とスポーツを、この総合教育会議では扱わないということではないから、教育振興基本計画そのものでもいいんじゃないかなということです。
- 教育委員長 文化、スポーツに関しましては、市長部局に移ってからその後、毎年、市長さんの方から、いろんな説明を受けておりますので、それに関しましては、十分その場で話し合うことで対応できるのではないかと思います。
- 教育委員 私も最初は全体を含めた方が、もしかしたら幅広く話ができるのかなと思ったんですが、ただやはり時間も限られている中で、一番大切な、先ほど委員長もお話しされていたように、文化、芸術等に関しましては、年1回、市長さんの方からお声をかけていただきまして、かなり活発な意見交換ができていくということで考えております。そうするとやはり、総合教育会議としては「生きる力を育む教育の充実」というところで、今、高松市の教育振興基本計画に基づいて、教育委員会定例会の方でも、ここの中での活発な議論というのをさせていただいており、非常に教育振興基本計画というのはわかりやすく書かれていますので、大綱としましてはこれがいいかなというのが私の意見です。
- 市長 ありがとうございます。今でも教育振興基本計画というのは法律で、市町村が策定するということになっています。従いまして、教育委員会だけでは

なくて、高松市も入っているの、言わば、これを大綱にしても、そのままいけるのかなというのが案2です。ただ、案1でも、教育振興基本計画も作るのではありません。

- 事務局 はい、作ります。
- 市長 案3では、それを別途、総合計画から抜き出した教育大綱みたいなものできて、冊子が3冊になります。案2は、これと大綱というのが、要は大綱部分、最初の基本的な方針部分が大綱部分ということになります。
- 事務局 ただ、そのものをもって大綱と位置付けられますので、大綱は高松市の教育振興基本計画をもって大綱とするという、みなしでそのままというのが案2です。
- 教育委員 文章に対して大綱というのは出てないんですね。
- 事務局 これが今年度までの計画ですので、平成28年度以降、これから作る計画には、どこかに大綱という文言を入れていければと。
- 教育委員 質問ですが、28年度からの新しい教育振興基本計画の中には、「心豊かな生涯学習社会の形成」とか、要は文化、芸術、スポーツに関する分野の記述というのは入ってくるんですか。
- 事務局 生涯学習に関しましては、現行の計画につきましても、一部入っておりますので、もう少し幅広く理念的なものは、入れ込んでいくことも可能かなと思っております。
- 教育委員 そうすると教育振興基本計画を大綱としてもより問題ないということです。
- 市長 今の高松市の整理は総合計画は、もちろん全てを網羅しています。文化、芸術、スポーツも含めて、教育も考えて入れています。教育振興基本計画というのは、基本的には教育委員会が所管している分野における教育の振興計画という形で、今、言いました学校教育と生涯学習、その辺を中心としたものになります。だから文化、芸術、スポーツは別途、創造都市推進局で所管していますので、そこは入っていないということになります。だから大綱としてどこまで入れるかというときに、生涯学習までを含めた形でいけるのではないかということです。
- 教育委員長 これを大綱ということで基本的にやっていくのであれば、冒頭で市長さんが仰ったように、学術、文化の振興というものが入っていますので、それに対する言葉として3ページの「地域の実情に応じて」という言葉でカバーしているところを記載していただいた方がわかりやすいと思います。
- 教育長 念のため資料6ページの高松市総合計画の施策の大綱の黄色い枠の中の方の教育振興基本計画の黄色い部分があるんですが、その2つ下に「生涯学習の推進」という枠がありまして、これは教育委員会の生涯学習課あたりが中心となって「高松市生涯学習基本計画」というのを別途、高松市と教育委員会という形

で策定されていますから、これはこれで教育委員会もしっかり案を立てて、市長さんとの間で連絡調整をして、高松市と高松市教育委員会と両方の連名で計画が策定されているということでもあります。

- 市 長 教育振興基本計画には生涯学習はあまり入っていないんですか。
- 教 育 長 もう一つ基本計画があります。
- 市 長 別にある？
- 教 育 長 そうです。これも教育委員会が市長部局と一緒にやっています。
- 市 長 ただ案2になるとどうなるのですか。
- 事 務 局 基本的に大綱ですから、個別の施策というのはこの大綱の中で定めるものではないという趣旨からすると、「いきいき高松まなびプランⅢ」という高松市生涯学習基本計画というのは、どちらかといえば施策の方を中心にやっていますので、教育振興基本計画の中で生涯学習の大きな方向性を定めていけば、それで大綱としては十分意味をなしているという考え方で整理はつくと思います。
- 市 長 今の教育振興基本計画にはあまり生涯学習というのは出てきては 아닙니다。だから、今の計画を今度作り直す時に、教育振興基本計画の中に生涯学習の部分も含んだ形で作り直して、それを大綱とするという方向がいいんじゃないかというのが、大方の皆さんの御意見かなと思います。
- 教 育 長 生涯学習基本計画、今できている、まなびプランのエキスの部分をこの教育振興基本計画に入れて、網羅する状態でやるということはあるかなと思います。
- 教育委員 教育を子ども等に限定するのではなくて、大きな意味の教育と捉えたらいいわけですね。そうしたらその中に文化、芸術があるかもしれないと思います。文化、芸術は黄色いところの1番に「心豊かな」というその意味の文化です。
- 教 育 長 大綱そのものが、教育振興基本計画の範疇で作られていったとしても、そのものであったとしても、いわゆる、この会議で話題としてかけることは文化、芸術、スポーツの部分でも、別に問題はないと思いますから、あまりそれにこだわってしまわなくても大丈夫かなと思います。
- 市 長 この総合教育会議自体は大綱を作るだけの目的だけではないわけで、高松市の教育について、全般について意見交換をするという場ですので、それは別に文化、芸術を外すという必要はないと思います。ただ、大綱として作るのに、今ある総合計画と教育振興基本計画との関係をどうするのかということで、今出そろった御意見をまとめますと、基本的には教育振興基本計画、これの改定に合わせて、それそのものを教育大綱とするという方向で、生涯学習みたいなものも今以上に入れるということで考えていいんじゃないかということが、大体、皆さん方の御意見のような気がしますけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようでございますので、大綱の策定につきましては基本的に生涯学習等の部分も含んだ上でいうことでございますけれども、教育振興基本計画をもって大綱とするということによろしいでしょうか。

(案2「教育振興基本計画をもって大綱とする」で了承)

○ 市 長 それでは、そのような方向で策定を進めることにいたしたいと思います。次に、その他として事務局から何かありましたら説明をお願いします。

○ 事務局 今後のスケジュールでございますが、今回の会議の開催は8月下旬から9月上旬頃に予定いたしております。次期の教育振興基本計画の案をお示しできればと考えております。また、来年の2月頃に計画の最終案をお示しをしまして、年度末までに大綱、計画として決定していきたいと考えております。今年度は今回の開催も含めまして、3回程度の開催を考えております。次回からは教育に関する課題や市長部局と教育委員会が連携をして取り組む課題、冒頭に市長さんの方からも地域づくりと教育、地方創生と教育、後は英語なりいろいろな課題のお話がありましたので、そういった中から協議をいただければと考えております。

その他は以上でございます。

○ 市 長 ありがとうございます。それでは、まだちょっと少し時間もあるようでございますので、この際、せっかくこういう総合教育会議ということになりましたので、方向性等、あるいは今の高松市の教育等について御意見なりございましたら、自由に御発言いただきたいと思います。

○ 教育委員 最初の御挨拶に市長さんが言われたように、高松の教育は、いろんなところで、お話をさせていただいても、本当に優れていると思います。環境でも空調が全部設置されましたし、それから人員の面でも加配をしっかりと付けていただいていると思います。

何より、私はいろんなところで自慢できるのが、市長さんが学校訪問の時に一緒に子どもたちと触れ合っていて、それを保護者の方から聞きます。保護者の方は市長さんに直接お会いしたことがないのに、子どもが市長さんに会ったと言っているということで、それは、とても子ども達にとって身近に高松ということを感じられるということかなと思います。市長さんも何年も回っておられますけれども、子どもに接しての率直な感想、意見などをお聞かせ願えたらと思います。

○ 市 長 はっきり言って、こう言ったら失礼かもしれませんが、学校現場に行ったら、子どもの純粋な心に触れて、日頃勤めている市役所とかですね、社会の荒波の中とは全く違った非常にリラックスしたような時間が持てますし、子どもたちも生き生きして、本当に良かったと言って喜んでくれる姿を見ると、こち

らも元気を非常にもらっているところでございます。

仕事の中で非常にありがたい仕事だなあと思いながら行っていますけれども、元々は、これを始めたのは前も言ったかもしれませんが、高松市の姉妹都市でありますセント・ピーターズバーグ市に行ったときに、市長さんといろんな雑談、お話をしていたときに、やはり教育が重要だということになって、向こうの市長さんから、「あなたは学校現場を訪問しているか」、「いや、していません。日本の場合は教育委員会というのがあって、直接市長が関わらないんです。」と言ったら、「いや、それは駄目だ。私は何年かかけて、学校現場を全部訪問している。まず全校生徒に放送等で呼びかけて話をして、あと5年生か6年生ぐらいを集めて、それぞれ個別に手を握って握手をしながら声をかけて一言一言ずっと話をしていく。そうすることによって彼らがセント・ピーターズバーグ市というものを意識するし、その時、市長に直接会ったということで一生の思い出になる。それが将来都会に出て行って困った時、岐路に立った時に、ああ、あの時、市長さんにああいう声をかけてもらったなあということをひょっと思い出すかもしれない。そうするとセント・ピーターズバーグ市に帰ってきて、活躍してくれるかもしれない。そういう可能性が起きてくるかもしれないということでやっているんだ。」と言って、それはいいことだなあとと思って、こっちに帰ってすぐに学校訪問を始めたというのがあります。

ですから先ほど言ったように、地方創生の中で学校教育というのは非常に重要であると思います。今までどちらかというと、香川とか高松では、学力志向が結構強くてですね、とにかく都会のいい学校へみたいな志向が強かったんですけども、もう少し地元のいいところとか、そういうもののプライドとかですね、そういうところを植え付ける、子どもたちにしっかりと身に付けてもらうような、そういう教育というものを、もう少し大事にすべきではないかなと思っています。

そういった学校訪問を通じてですね、やはり、そのためには教育環境というものを良くしなければならないなということで、今までハード面とか、あるいは人の面でできるだけことはさせていっていただいていますけれども、自分が現場に行くことによって自分自身も勉強になっているし、できれば、これはずっと続けていきたいなと思っています。

先ほど言った、そういう方向については是非とも総合教育会議で御議論をして、教育の方向性を定めて行けたらと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

- 教育委員 まず現場のことを分かっていたかかないと、前提でお話をしないといけないので、とてもありがたいと思います。
- 教育委員 コミュニティセンターと学校との連携なんですが、これはどういうことをしていますか。
- 教 育 長 コミュニティ協議会、地域の方々の代表の集まりの会等を通じて学校教

育に協力をしていただいたり、あるいは地域の行事に学校の子どもたちが加わっていったりという連携を、今、学校教育、小学校とか幼稚園を中心に、そういう連携をやっています。よく地域の有識者や会長さんあたりに学校に来ていただいて、様々な地域の特色のある教育、ふるさと教育のような、あるいは農村地帯であつたら農業体験とかそういうものを一緒に指導していただいて、子どもたちが体験するということを盛んにやっています。

市長さんが仰るのは、そのようなものをどこの学校でも、やっぱり地域地域の特色を生かしながら将来の高松を背負う子どもたちを作っていくことができないか、もう少しこれを一歩進めていったらどうだろうかということだと思います。今もしっかりやっているんですが、さらにまとめていければいいんじゃないかと思います。

- 市長 家庭と地域と学校との連携というのは、だんだん難しくなっているのですけれども、これまで以上に必要だと思います。特にいろいろと御議論されていますけれども、子ども会をもう一回活性化しないと、段々なくなってきました。

これも原因がありまして、親が役員になるのがいやで辞めていくという現象が出てきているので、そこをどうにかしていかないといけないです。学校と地域活動をするというのは、子ども会というのは非常にいい活動をやられていると思います。そういうのをどうにかできないかなと思います。問題意識として。

- 教育長 こういう子ども会の在り方あたりも、この場の話題で議論が深められたらありがたいなあとと思います。

- 教育委員 特に運動、剣道とかですね。

- 市長 スポーツ少年団ですね。

- 教育委員 先輩方がアドバイスできるような関係になればいいですね。今、多分、その渦の中にいる子育てしている人はそれで一杯なんですよ。子育ての終わったような地域の人たちがアドバイスできるような感じで連携すると、もっとそういう教育力が上がってくるかなと思います。

- 教育委員 それに地域の人たちに中心となって動く人も少なくなっているような感じがします。

- 市長 片方で高齢化してますね。家庭で特に一人親家庭なり、核家族化も当然であって、家庭教育の力というのは確実に落ちてきていることは間違いないし、これを復活させようとしてもなかなか難しいです。これをいかに地域がカバーできるかというのが一番大事だと思います。あと学校と協力してですね。

- 教育委員 子ども会と地域のコミュニティが分かれているイメージがあるのですが、会として全く別物というのではなく、地域の方が子どもを見守るという形で相互の連携がもう少し進めばと思います。少し手が空いた高齢のおじいちゃん、おばあちゃん世代で子どもと関わってくれるような人が昔はいたと思います。

今は、共働きやシングルの方も多く、仕事もあって子ども会の役員になれないという話をよく聞きます。そのため、自分が行かなくても、子どもと地域の人に関わることで、自分も地域とのつながりができる、そんなつながりのあるネットワークが出来れば、安心して子育てができ、一番良いのではないかと思います。今は、子ども会もコミュニティも、互いに離れているような印象を受けます。

○ 教育委員 ただ、高松は広いので、すごい地域差があります。子ども会も100%に近いところもあれば、本当にどうにかしないとイケないところもあります。それが高松の問題でもあります。

○ 市 長 ある程度うまくいっているところを見てもらいながら、全体が上がってくれるといいです。

○ 教育委員 中心地に協力してくれる人が少なくなっていることは確かです。

○ 教育委員長 核家族化といいますか、いろんな問題が全部絡み合っていますので、一つをつついて解決する問題でありませんので、やはり皆さん知恵を出し合って、試行錯誤みたいなのところはどうしてもあります。これを解決することは難しいと思います。非常に重要な問題で、高齢化社会も迎えていますので、そういう世代を何とか活用するシステム作りをしたらと思います。

○ 市 長 今、特に学校で放課後児童クラブの待機児童が問題になっていますけれども、高齢者の居場所づくり事業というものがあって、全市に300か所作ろうと今やっているわけですが、その居場所の中に、放課後児童クラブ的な機能を持たせて、小学生が帰りにそこに寄って、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に場所で過ごすというようなのを、お互いにとってメリットが非常にあるんじゃないかということで、若干モデル的なものをしようとしていますので、地域の特徴に合った形でやっていただけるようになると思います。

○ 教 育 長 今、国の方ではコミュニティ・スクールとかが進行していますが、高松市では、新番丁小学校でサポート協議会という地域の方々が集まって、学校教育を支援するとか、地域との連携をする組織を作っていますから、この高松型のコミュニティ・スクールが各小学校区に入っていくと非常にいいのかなと思います。

今年度から、来年以後、具体的にそれをやるために、校長会で具体的なプランを練ってもらうようにしています。全校区に広がっていくと非常にいいかなと、高松型で売り出すこともできます。新番丁は非常に地域の方に協力していただいて、いろんな各層の方が入ってきていただいて、その部屋を学校の中で作って勉強会をやって、どう教育するかという組織を作っていますので、そのようなものが広がればいいと思います。

○ 市 長 はい、わかりました。そろそろお時間になったようでございますので、本日の会議はこれで閉会をさせていただきたいと思います。どうもお忙しい中あ

ありがとうございました。